

第99回 定時株主総会
招集ご通知

日時 2025年6月24日(火曜日) 午前10時

場所 東京都八王子市石川町2951番地4
株式会社ニレコ 八王子事業所（本店）
A棟3階 大会議室

議案 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

目次

第99回定時株主総会招集ご通知	2
株主総会参考書類	7
事業報告	14
連結計算書類	36
計算書類	39
監査報告	42

株 主 各 位

証券コード 6863

2025年6月9日

(電子提供措置開始日 2025年6月3日)

東京都八王子市石川町2951番地4

株式会社ニレコ

代表取締役社長 中杉 真一

第99回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第99回定時株主総会を下記のとおり開催しますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載していますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

https://www.nireco.jp/ir/plenary_session

(上記ウェブサイトアクセスいただき、株主総会資料をご確認ください。)



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/6863/teiiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「ニレコ」又は「コード」に当社証券コード「6863」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)



なお、当日ご出席が難しい場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、「議決権行使についてのご案内」をご参照いただき、2025年6月23日（月曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2025年6月24日（火曜日）午前10時
2 場 所	東京都八王子市石川町2951番地 4 株式会社ニレコ 八王子事業所（本店） A棟3階 大会議室 （末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3 目的事項	報告事項 - 第99期（2024年4月1日から2025年3月31日まで） 事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 - 第99期（2024年4月1日から2025年3月31日まで） 計算書類の内容の報告の件 決議事項 - 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件 - 第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
4 議決権行使についてのご案内	【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。
5 電子提供措置に関する事項	● 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトに掲載させていただきます。

以 上

- 書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りしますが、当該書面は、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いています。
 - ① 連結計算書類の「連結注記表」
 - ② 計算書類の「個別注記表」
 したがって、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部です。
- 株主総会当日、当社のスタッフは軽装（フールビズ）で応対をさせていただきます。
- 株主の皆さまにおかれましても、軽装にてご出席ください。
- 大会議室が満席となった場合は、第2会場をご案内させていただきますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法があります。



株主総会に ご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2025年6月24日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）



書面（郵送）で議決権を 行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

行使期限

2025年6月23日（月曜日）
午後5時30分到着分まで



インターネットで議決権を 行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月23日（月曜日）
午後5時30分
入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書

〇〇〇〇〇〇〇 御中

株主総会日 議決権の数 XX 株

××××年××月××日

1. _____

2. _____

見本

デザイン用QRコード

デザインID XXXX-XXXX-XXXX-XXXX

デザインコード XXXXX

〇〇〇〇〇〇〇

→ こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第2号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

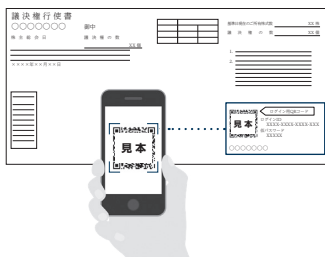
書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料／受付時間 9：00～21：00)

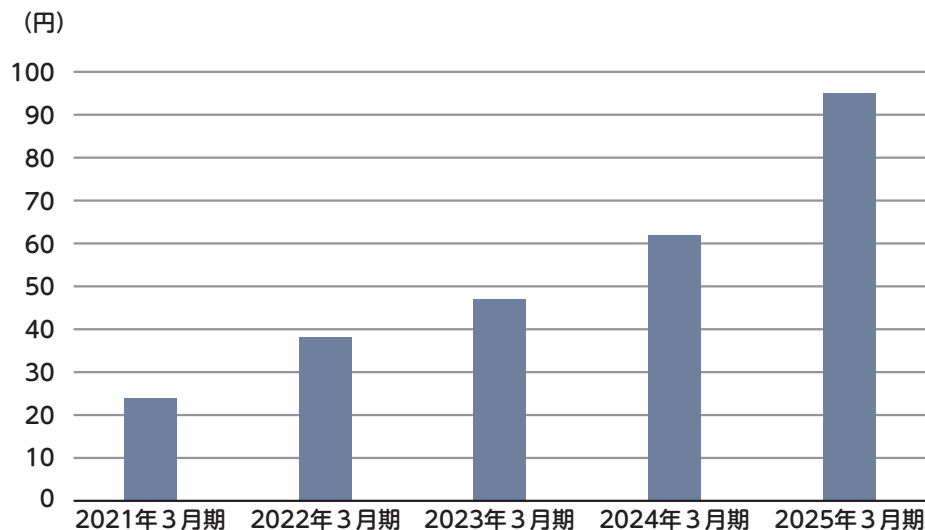
当期の剰余金の配当につきまして

当社は、会社法第459条の規定に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当等を行うことができる旨を当社の定款第34条に定めています。

当期の期末配当につきましては、2025年5月29日開催の取締役会において、次のとおり決議いたしました。これにより、年間配当金は中間配当金24円と合わせ1株につき95円となります。

①配当財産の種類	金銭
②配当財産の割当てに関する事項 及びその総額	当社普通株式1株につき金 71円 配当総額 526,286,222円
③剰余金の配当が効力を生じる日	2025年6月10日（火曜日）

ご参考：1株当たり年間配当金の推移



株主総会参考書類

第1号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）3名全員は任期満了となります。つきましては、取締役3名の選任をお願いするものです。

なお、本議案については、監査等委員会から全ての取締役候補者について適任である旨の意見を得ています。

取締役候補者は、次のとおりです。

候補者番号

1

なか すぎ しん いち
中 杉 真 一

再任

生年月日

1968年1月7日

所有する当社の株式数

53,550株

取締役会出席状況

19/19回

略歴、当社における地位及び担当

1990年4月 三菱商事株式会社
2010年8月 菱商（上海）貿易有限公司出向 総経理
2018年6月 株式会社コイケ 代表取締役社長に就任
2021年8月 当社経営戦略室長に就任
2022年6月 当社取締役に就任
執行役員経営戦略部門長
2023年2月 NIRECO PROCESS KOREA CO., LTD.（現NIRECO KOREA CORPORATION）取締役に就任
2023年6月 当社代表取締役社長執行役員に就任、CEOを委嘱（現任）
2024年5月 株式会社光学技研取締役に就任（現任）
2024年5月 西武電機株式会社取締役に就任（現任）
2024年10月 京浜光膜株式会社取締役に就任（現任）

取締役候補者とした理由

中杉 真一氏は、長年にわたり機械装置の販売に携わりマーケティングに関する豊富な経験を有していることに加え、海外赴任の経験に基づく知識や企業経営経験など十分な素質を持っています。同氏は当社の代表取締役として当社グループ全体に対するリーダーシップを発揮し、業績を大幅に改善させるなど当社の企業価値向上に貢献しました。上記の理由から、取締役として適任であると判断しています。

候補者番号

2

さ さ だ た く や
佐々田 卓也

再任

生年月日

1964年1月14日

所有する当社の株式数

10,450株

取締役会出席状況

19/19回

略歴、当社における地位及び担当

1986年 4 月	当社入社
2007年 5 月	ミヨタ精密株式会社監査役に就任
2012年 4 月	管理部門経理部長
2014年11月	NIRECO PROCESS KOREA CO., LTD. (現NIRECO KOREA CORPORATION) 監査役に就任 (現任)
2016年 4 月	管理部門総務部長兼務 仁力克股份有限公司監察人に就任
2018年 6 月	執行役員プロセス事業部長に就任
2019年 3 月	尼利可自动控制机器 (上海) 有限公司董事に就任
2021年 7 月	管理部門組織開発部長
2022年 7 月	管理部門人事部長 兼 経営戦略部門業務改革部長
2023年 6 月	当社取締役(執行役員兼務)に就任、管理部門長兼経理部長を委嘱 (現任)
2023年 8 月	仁力克股份有限公司董事に就任
2024年 5 月	株式会社光学技研監査役に就任 (現任)
2024年 5 月	西武電機株式会社監査役に就任 (現任)
2025年 3 月	総務部長を兼任 (現任)

取締役候補者とした理由

佐々田 卓也氏は、長年にわたり当社管理部門、事業部門で業務にあたり、経理、財務、総務および事業運営に関する豊富な知識と経験を有していることから、取締役として適任であると判断しています。

候補者番号 3

なかむら ようぞう
中村 洋三

新任

生年月日

1965年12月19日

所有する当社の株式数

910株

取締役会出席状況

—

略歴、当社における地位及び担当

1986年 4 月	当社入社
2012年 4 月	尼利可自动控制机器(上海)有限公司出向 営業部長
2014年 4 月	ウェブ営業部長
2017年 7 月	W&I営業部長 兼 ウェブサービス部長
2019年 6 月	執行役員ウェブ事業部長 兼 ウェブサービス部長に就任
2023年 3 月	尼利可自动控制机器(上海)有限公司董事長に就任
2023年 6 月	執行役員プロセス事業部長 兼 尼利可自动控制机器(上海)有限公司董事長に就任
2024年 4 月	執行役員 制御機器事業部事業部長に就任（現任）
2025年 4 月	尼利可自动控制机器(上海)有限公司董事を兼務（現任）

取締役候補者とした理由

中村 洋三氏は、長年にわたり当事業部門で業務にあたり、また、子会社である尼利可自动控制机器(上海)有限公司董事長としての経営経験を持つなど豊富な知識と経験を有していることから、取締役として適任であると判断しています。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の職務の執行に関し保険期間中に提訴された損害賠償請求等に起因して被保険者が被る損害を当該保険契約によって填補することとしています（ただし、法令違反の行為のあることを認識して行った行為に起因して生じた損害場合を除く）。各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しています。

第2号議案

監査等委員である取締役1名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査等委員である取締役篠原 富士郎氏は任期満了となりますので、監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものです。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ています。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりです。

候補者 しのはら ふ じ ろ う 篠原 富士郎	略歴、当社における地位及び担当	
	1982年 4 月	当社入社
再 任	2009年 6 月	生産管理部門生産管理部長
	2014年 6 月	品質管理部長兼技術管理室長
	2016年 6 月	ミヨタ精密株式会社代表取締役社長に就任
	2018年 6 月	当社経理部長 ミヨタ精密株式会社取締役兼務
	2023年 6 月	当社取締役（監査等委員）に就任（現任）
重要な兼職の状況		
—		
取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要		
篠原 富士郎氏は、長年にわたり当社生産管理部門、品質管理部門、経理部門で業務にあたり、また、子会社であったミヨタ精密株式会社の代表取締役社長としての経営経験を持つなど豊富な知識と経験を有していることから、当該知見を活かして取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待しており、監査等委員である取締役として適任であると判断しています。		

- (注) 1. 篠原 富士郎氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、篠原 富士郎氏の選任が承認された場合、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。なお、当該契約に基づく賠償限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の職務の執行に関し保険期間中に提訴された損害賠償請求等に起因して被保険者が被る損害を当該保険契約によって填補することとしています（ただし、法令違反の行為のあることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合を除く。）。篠原 富士郎氏が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しています。

(ご参考) 本総会後に期待する当社の取締役会のスキルマトリックス (予定)

		期待する専門性、経験						
氏名	地位	企業経営 経営戦略	営業・ マーケティング	製造 品質	財務 会計	法務・ コンプライアンス	国際性 海外事業	研究開発 新規事業
中杉 真一	代表取締役社長	○	○	○		○	○	
佐々田 卓也	取締役		○		○	○		
中村 洋三	取締役	○	○				○	
篠原 富士郎	監査等委員である取締役	○		○	○			
高木 敏行	監査等委員である取締役 (社外)			○			○	○
大木 奈央子	監査等委員である取締役 (社外)					○		

以上

ご参考：第99期（2025年3月期）業況

2025年3月期はオプティクス事業製品への強い需要が継続したことに加え、利益率向上に向けた各種の施策が奏功したことなどが売上高、営業利益、経常利益の増加につながりました。また、子会社との合併に伴う税額の調整や給与支給増、研究開発費に伴う税額控除などにより、法人税額の割合が低めとなりました。この結果、1989年の店頭公開以来、過去最高の売上高、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益となる大幅な増収増益を記録しました。

配当金についても、連結配当性向45%以上かつ連結自己資本配当率（D O E）2.5%以上との方針に則り年間95円の大幅増配となり、株式公開後最高配当額を4年連続で更新しました。

連結売上高

107.5億円

前期比 9.1%増 

連結営業利益

19.0億円

前期比 37.5%増 

連結経常利益

20.2億円

前期比 38.0%増 

親会社株主に 帰属する当期純利益

15.6億円

前期比 54.5%増 

一株当たり 当期純利益

211.11円

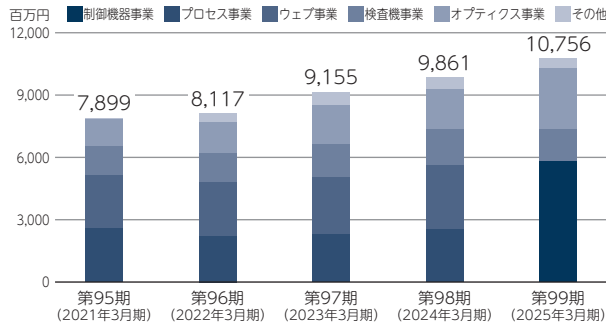
前期比 73.75円増 

配当金

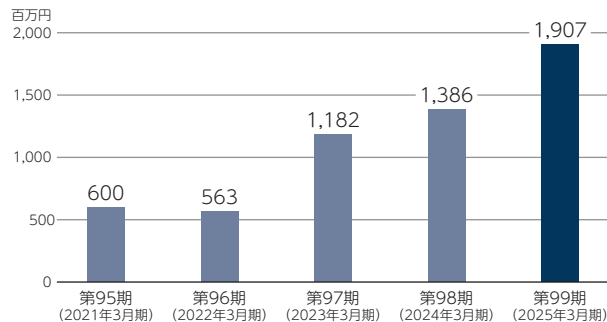
年間配当金 95円

前期比 33円増 

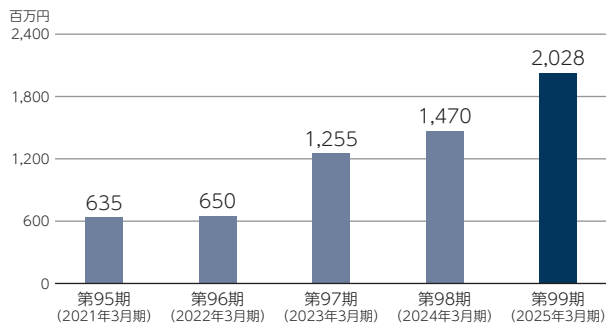
セグメント別連結売上高推移



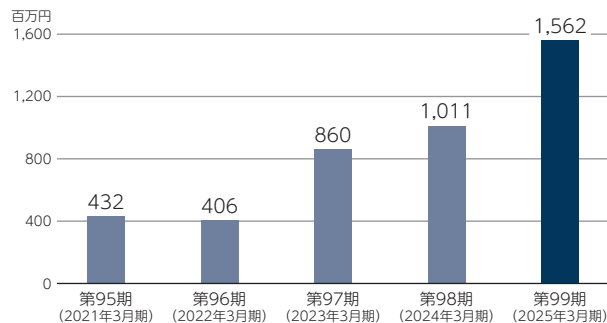
連結営業利益推移



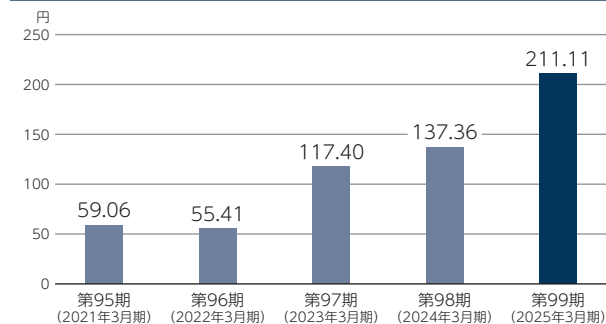
連結経常利益推移



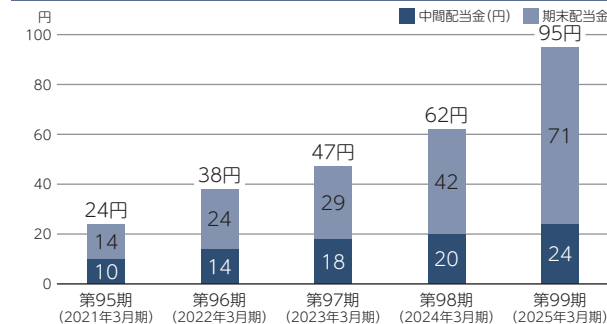
親会社株主に帰属する当期純利益推移



1株当たり当期純利益



1株当たり配当金推移



事業報告 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、欧米における高い金利水準の継続や中国における不動産市場の停滞の継続、中東地域情勢に伴う影響などが見られるとともに、米国の通商政策に大幅な変動が生じたことにより不透明感が高まりました。我が国においては、雇用・所得環境が改善する中、企業の設備投資とともに個人消費にも持ち直しの動きが見られ、インバウンド消費が継続するなど景気は緩やかな回復基調となりましたが、物価の上昇が続いたことによる消費者マインドの陰りも見られました。

当社グループ（当社及び連結子会社）の主要取引先である半導体や電子部品、鉄鋼、フィルム、印刷、食品など各メーカーの設備投資は、業種により強弱はあるものの回復基調が続き、特に半導体業界からは、オプティクス事業で取り扱う製品に強いニーズがありました。

このような状況の中、当社グループはいかなる環境下においても成長できる企業グループの実現に向け、引き続き当社グループのコア技術である画像処理、センシング及び光学技術の強化を進めたほか、グループ内の組織変更などを行うことで収益性の改善に努めました。また、今後のオプティクス事業の一層の成長を図るべく、2024年10月1日に京浜光膜株式会社を子会社化するなど、事業の拡大に向けた取り組みを行いました。

当連結会計年度においては、オプティクス事業製品への強い需要が継続したことに加え、利益率向上に向けた各種の施策が奏功したことなどが売上高、営業利益、経常利益の増加につながりました。また、子会社との合併に伴う税額の調整や給与支給増、研究開発費に伴う税額控除などにより、法人税額の割合が低めとなりました。

この結果、当期の売上高は107億5千6百万円（前期比9.1%増）となり、前期に比べ8億9千5百万円増加しました。

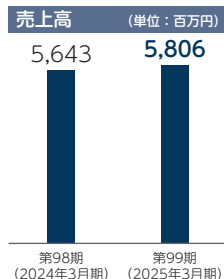
利益面について、営業利益は19億7百万円（前期比37.5%増）、経常利益は20億2千8百万円（前期比38.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は15億6千2百万円（前期比54.5%増）となりました。

なお、受注残高は51億6千3百万円（前期比5.3%減）となり、前期に比べ2億9千1百万円の減少となりました。

	第98期 (2024年3月期)	第99期 (2025年3月期)	前連結会計年度比	
	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	増減率
受注残高	5,454	5,163	291減	5.3%減
売上高	9,861	10,756	895増	9.1%増
営業利益	1,386	1,907	520増	37.5%増
経常利益	1,470	2,028	558増	38.0%増
親会社株主に帰属する当期純利益	1,011	1,562	551増	54.5%増

セグメント別の概況は次のとおりです。

制御機器事業



当事業においては、鉄鋼・非鉄金属業界分野では、鉄鋼メーカーの設備投資は引き続き堅調であり、高水準の期初受注残高から売上高は前期比で増加しました。利益面においては、売上高の増加、利益率の高い製品の販売割合が高かったこと、利益確保に向けた意識の向上などにより前期比で増加しました。フィルム・紙・印刷分野においては、二次電池業界から製造装置メーカーへの先行発注が一段落したこともあり、受注高と売上高は前期比で減少しました。一方、利益面では、利益率の高い製品販売の増加や組織改編を含めた利益改善努力の奏功により利益率が改善し、前期比で増加しました。

その結果、当事業の受注高は53億4千3百万円（前期比3.1%減）、受注残高は27億5百万円（前期比14.6%減）、売上高は58億6百万円（前期比2.9%増）、セグメント利益は15億5千6百万円（前期比50.9%増）となりました。

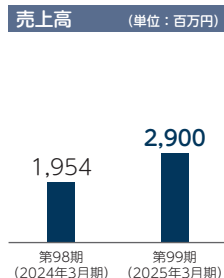
検査機事業



当事業においては、二次電池製造装置業界向けや農業用の食品検査装置のいずれにおいても受注が低調に推移し、受注高及び売上高は前期比で減少しました。利益面においては、売上高の減少や利益率の高い製品の販売が少なかった影響を受け、セグメント損失となりました。

その結果、当事業の受注高は15億1千2百万円（前期比11.8%増）、受注残高は5億9千4百万円（前期比10.5%減）、売上高は15億8千2百万円（前期比7.5%減）、セグメント損失は8千9百万円（前期はセグメント利益8千7百万円）となりました。

オプティクス事業



当事業においては、半導体製造・検査装置業界向け光学部品分野において、高精度・高品質な波長板やプリズムなどの需要が増加したことに加え、半導体業界向けレーザ装置の販売も堅調に推移し、売上高は前期比で大幅に増加しました。利益面においても、売上高の増加による生産効率の良化や収益性の高い製品の販売増を受け、前期比で大きく増加しました。

その結果、当事業の受注高は31億6千万円（前期比19.3%増）、受注残高は17億6千9百万円（前期比17.3%増）、売上高は29億円（前期比48.4%増）、セグメント利益は10億6千8百万円（前期比32.4%増）となりました。

② 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

③ 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

④ 対処すべき課題

2026年3月期においては、米国の不確定的な通商政策やウクライナ情勢の継続、中東情勢に起因した国際関係の不安定化や世界的なインフレの加速、金融資本市場の変化や為替の大幅な変動など、不透明な環境が続くことが見込まれます。

このような状況の下、当社グループは、いかなる環境下においても成長できる企業グループ実現を目指して、当社グループのシナジーを最大限発揮し、「市場の拡大」、「技術の進化」、「経営体質の強化」の重点テーマ推進に引き続き全力で取り組んでいきます。

制御機器事業においては、鉄鋼・非鉄金属業界の設備投資に向けた販売活動強化や一層の海外販売の拡大に注力します。また、放射線厚み計で世界トップクラスのシェアを持つドイツのIMSグループとの協業関係強化によるグローバル展開の強化と収益性の向上に取り組めます。

フィルム・紙・印刷分野では、海外の二次電池メーカーの設備投資意欲に落ち着きが見られることから、国内での当該分野向けの販売活動に注力してまいります。加えて、原材料ロス低減により環境負荷低減に寄与する蛇行制御装置や、官民を挙げて普及に注力するペロブスカイト太陽電池製造装置への展開など、当社の製品と親和性の高い分野での用途開発を図ってまいります。

また、協力関係にあるドイツのErhardt+Leimer（エアハルト・ライマー）グループとの協業関係を強化し、ウェブ関連製品のみならず、検査装置を含め国内外での事業強化に繋げてまいります。

検査機事業においては、二次電池メーカー向け販売活動に注力するとともに、当社の製造する無地検査装置が現在開発の進むペロブスカイト太陽電池の検査に適していることから、引き続きこの用途開発に挑んでまいります。食品外観検査装置分野においては、新規技術の導入による付加価値の向上などに取り組んでまいります。

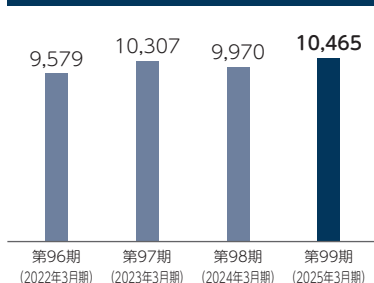
オプティクス事業においては、半導体業界において極紫外光や深紫外光を利用した製造装置や検査装置の需要が拡大しており期初の受注残高が高水準にあることから、需要にこたえられる製造能力の向上に取り組んでまいります。また、2025年3月期に当社グループに加わった京浜光膜株式会社とのグループ内連携を強化してまいります。

上記の認識の下、当社グループのシナジーを最大限発揮し、「市場の拡大」、「技術の進化」、「経営体質の強化」の重点テーマ推進に引き続き全力で取り組んでいきます。

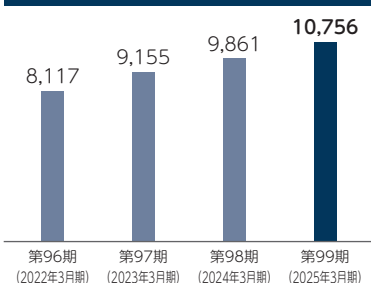
株主の皆さまにおかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

⑤ 直前3事業年度の財産及び損益の状況

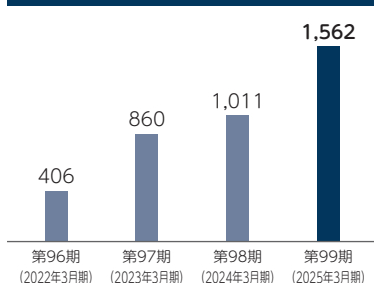
受注高 (単位：百万円)



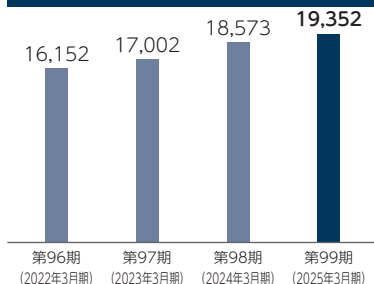
売上高 (単位：百万円)



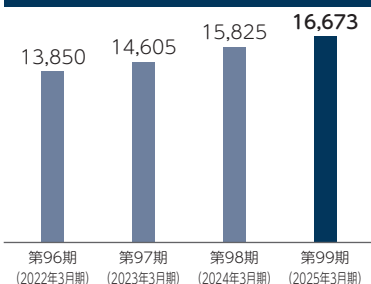
親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



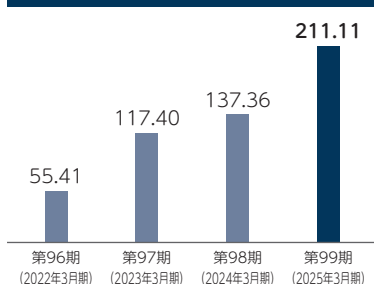
総資産 (単位：百万円)



純資産 (単位：百万円)



1株当たり当期純利益 (単位：円)



		第96期 (2022年3月期)	第97期 (2023年3月期)	第98期 (2024年3月期)	第99期 (当連結会計年度) (2025年3月期)
受注高	(百万円)	9,579	10,307	9,970	10,465
売上高	(百万円)	8,117	9,155	9,861	10,756
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	406	860	1,011	1,562
1株当たり当期純利益	(円)	55円41銭	117円40銭	137円36銭	211円11銭
総資産	(百万円)	16,152	17,002	18,573	19,352
純資産	(百万円)	13,850	14,605	15,825	16,673
資本金	(百万円)	3,072	3,072	3,084	3,094

⑥ 重要な子会社の状況（2025年3月31日現在）

会社名	資本金	議決権比率	事業内容
株式会社光学技研	75百万円	100.0%	光学製品の開発、製造並びに販売、光学結晶及びガラス部品の試作加工
西武電機株式会社	10百万円	100.0%	電子機器、情報機器、各種機器の開発および製造
京浜光膜株式会社	50百万円	100.0%	真空蒸着被膜加工、光学用フィルター、レンズ類の製造販売
仁力克股份有限公司（台湾）	13百万NTドル	100.0%	制御機器事業のフィルム・紙・印刷分野関連製品のアジア地区における製造及び販売
尼利可自動控制機器（上海）有限公司（中国）	135百万円	100.0%	制御機器事業の鉄鋼・非鉄金属分野製品、フィルム・紙・印刷分野関連製品及び検査機事業製品の製造、販売及び保守サービス
Nireco Korea Corporation（韓国）	1,100百万ウォン	90.9%	制御機器事業の鉄鋼・非鉄金属分野製品の製造、販売及び保守サービス

(注) 1. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

2. 上記子会社の内、京浜光膜株式会社については、2024年8月26日開催の取締役会において同社株式を取得して子会社化することについて決議し、2024年9月12日に締結した株式譲渡契約に基づき、2024年10月1日に株式を取得しました。

⑦ 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

当社グループは下記製品及び関連システムの製造、販売を主たる事業内容としています。

区分	主要製品名	
制御機器事業	鉄鋼・非鉄金属分野	プロセス制御装置 自動識別印字装置 耳端位置制御装置（メタル関連） 渦流式溶鋼レベル計 板幅計
	フィルム・印刷・紙分野	耳端位置制御装置（印刷・フィルム関連） 張力制御装置 見当合わせ制御装置 糊付け装置 印刷品質検査装置
検査機事業	無地検査装置 画像処理解析装置 食品外観検査装置 近赤外分析システム	
オプティクス事業	検査・計測・加工用レーザー光源 光学部品 光学薄膜製品	
その他事業	機械部品製作、電子機器開発・製造	

⑧ 当社の主要な事業所（2025年3月31日現在）

名称	所在地
八王子事業所（本社）	東京都八王子市
東京営業所	東京都江東区
光技術研究所	東京都練馬区
相模原工場	神奈川県相模原市
大阪営業所	大阪府吹田市
明石営業所	兵庫県明石市
九州営業所	福岡県北九州市

⑨ 主要な子会社の事業所（2025年3月31日現在）

	会社名	所在地
国内	株式会社光学技研	神奈川県厚木市
	西武電機株式会社	東京都八王子市
	京浜光膜株式会社	神奈川県秦野市
海外	仁力克股份有限公司	台湾新北市
	尼利可自動控制機器（上海）有限公司	中国上海市
	Nireco Korea Corporation	韓国慶州市

⑩ 従業員の状況（2025年3月31日現在）

1) 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数（人）	前連結会計年度末比増減
制御機器事業	215（13）名	減18（減8）名
検査機事業	62（2）名	増2（―）名
オプティクス事業	112（18）名	増33（増8）名
その他	34（4）名	減1（減1）名
全社（共通）	43（2）名	―（―）名
合計	466（39）名	増16（減1）名

(注) 1. ()内にパート従業員の年間の平均人員を記載しています。
2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものです。
3. 2024年10月1日に京浜光膜株式会社の株式を取得し、連結子会社としたことに伴い、前期末比で16名増加しています。

2) 当社の従業員の状況

区分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男	264（2）名	増17（増2）名	48.2歳	19.8年
女	37（15）名	増 7（増5）名	46.1歳	17.3年
合計または平均	301（17）名	増24（増7）名	47.9歳	19.5年

(注) 1. ()内にパート従業員の年間の平均人員を記載しています。
2. 2024年4月1日に当社子会社であったミヨタ精密株式会社を吸収合併したことに伴い、前期末比で従業員数が24名増加しています。

2 会社株式に関する事項（2025年3月31日現在）

- | | |
|--------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 39,400,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 7,750,159株 |
| ③ 株主数 | 4,698名 |
| ④ 大株主（上位10名） | |

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
ニレコ取引先持株会	515,000	6.95
極東貿易株式会社	469,590	6.34
CLEARSTREAM BANKING S. A.	340,800	4.60
株式会社きらぼし銀行	291,640	3.93
ニレコ従業員持株会	280,859	3.79
浅井 美博	224,600	3.03
株式会社ヒラノテクシード	177,400	2.39
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	172,900	2.33
岡田 幸勝	130,000	1.75
久保田 寿治	120,150	1.62

(注)上表の持株比率は自己株式（337,677株）を控除して計算しています。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員等に交付した株式の状況

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名に対して、2024年8月20日付で譲渡制限付株式報酬として普通株式5,750株を発行し、当社執行役員3名に対して普通株式3,450株、当社従業員69名に5,110株を発行しています。

この譲渡制限付株式は、対象取締役及び執行役員については、本割当株式の払込期日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任する日又は本払込期日の属する事業年度経過後3カ月を超える日のいずれか遅い日までの間、対象従業員については使用人の地位を退職する日又は本払込期日の属する事業年度経過後3カ月を超える日のいずれか遅い日までの間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならないものとしています。

3 会社の新株予約権等に関する事項

① 当事業年度末日における新株予約権の状況（2025年3月31日現在）

1) 職務執行の対価として交付されている新株予約権の状況

名称 (発行日)	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類及び数	権利行使期間	権利行使時の1株当たり払込金額
株式会社ニレコ新株予約権2013 (2013年6月24日)	内訳： 取締役4名 164個 取締役以外の使用人4名 104個 60個	普通株式 16,400株	2013年6月25日から 2033年5月31日まで	1円
株式会社ニレコ新株予約権2014 (2014年6月23日)	内訳： 取締役4名 134個 取締役以外の使用人2名 104個 30個	普通株式 13,400株	2014年6月24日から 2034年5月31日まで	1円
株式会社ニレコ新株予約権2015 (2015年6月22日)	内訳： 取締役4名 89個 取締役以外の使用人4名 69個 20個	普通株式 8,900株	2015年6月23日から 2035年5月31日まで	1円
株式会社ニレコ新株予約権2016 (2016年6月20日)	内訳： 取締役4名 170個 取締役以外の使用人2名 124個 46個	普通株式 17,000株	2016年6月21日から 2036年5月31日まで	1円
株式会社ニレコ新株予約権2017 (2017年6月20日)	内訳： 取締役3名 160個 取締役以外の使用人2名 114個 46個	普通株式 16,000株	2017年6月21日から 2037年5月31日まで	1円
株式会社ニレコ新株予約権2018 (2018年6月20日)	内訳： 取締役3名 183個 取締役以外の使用人3名 114個 69個	普通株式 18,300株	2018年6月21日から 2038年5月31日まで	1円
株式会社ニレコ新株予約権2019 (2019年6月20日)	内訳： 取締役3名 206個 取締役以外の使用人4名 114個 92個	普通株式 20,600株	2019年6月21日から 2039年5月31日まで	1円
株式会社ニレコ新株予約権2020 (2020年6月22日)	内訳： 取締役3名 206個 取締役以外の使用人4名 114個 92個	普通株式 20,600株	2020年6月23日から 2040年5月31日まで	1円
株式会社ニレコ新株予約権2021 (2021年7月9日)	内訳： 取締役3名 183個 取締役以外の使用人3名 114個 69個	普通株式 18,300株	2021年7月10日から 2041年5月31日まで	1円
株式会社ニレコ新株予約権2022 (2022年6月14日)	内訳： 取締役3名 183個 取締役以外の使用人3名 114個 69個	普通株式 18,300株	2022年6月15日から 2042年5月31日まで	1円
株式会社ニレコ新株予約権2023 (2023年6月13日)	内訳： 取締役3名 229個 取締役以外の使用人5名 114個 115個	普通株式 22,900株	2023年6月14日から 2043年5月31日まで	1円

- (注) 1. 新株予約権者は、新株予約権を行使することができる期間内において、取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から1ヶ月以内に限り新株予約権を行使できる。
2. 新株予約権者が死亡した場合、相続人が新株予約権を行使できるものとする。
3. その他の条件については、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

2) 当事業年度末日における新株予約権の保有状況

発行年度	取締役 (監査等委員を除く)		取締役以外の使用人	
	個数	保有者数	個数	保有者数
2013年度	18個	1名	30個	2名
2014年度	18個	1名	30個	2名
2015年度	12個	1名	20個	2名
2016年度	60個	1名	46個	2名
2017年度	60個	1名	46個	2名
2018年度	60個	1名	46個	2名
2019年度	60個	1名	46個	2名
2020年度	60個	1名	46個	2名
2021年度	60個	1名	46個	2名
2022年度	60個	1名	46個	2名
2023年度	87個	2名	69個	3名
合計	555個		471個	

② 当事業年度中に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

③ その他新株予約権等に関する重要な事項

2023年6月23日開催の第97回定時株主総会において取締役報酬制度の改定を行い、新株予約権を利用したストックオプション株式報酬制度を廃止し、譲渡制限付株式報酬制度を導入しました。

4 会社役員に関する事項

① 取締役の氏名等（2025年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長執行役員	中 杉 真 一	C E O
取 締 役 執 行 役 員	久保田 寿 治	開発部門長
同	佐々田 卓 也	管理部門長 兼 経理部長 兼 総務部長
取 締 役（監 査 等 委 員）	篠 原 富士郎	
取 締 役（監 査 等 委 員）	高 木 敏 行	独立行政法人日本学術振興会 ストラスブール研究連絡センターセンター長
同	大 木 奈央子	新横浜法律事務所 パートナー弁護士

- (注) 1. 取締役（監査等委員）高木 敏行氏及び大木 奈央子氏は社外取締役です。
2. 取締役（監査等委員）篠原 富士郎氏は、子会社であったミヨタ精密株式会社の代表取締役社長を務めたほか、当社の経理部長としての経験を有するなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
3. 上記の他、執行役員制度を導入しています。
- | | | |
|------|--------|---------------------------------|
| 執行役員 | 小林 正明氏 | SCM部門長 兼 西武電機株式会社取締役 |
| 執行役員 | 中村 洋三氏 | 制御機器事業部長 兼 尼利可自动控制机器(上海)有限公司董事長 |
| 執行役員 | 藤原 利之氏 | 制御機器事業部技術部門統括 兼 仁力克股份有限公司董事長 |
| 執行役員 | 中山 直洋氏 | 検査機事業部長 兼 仁力克股份有限公司董事 |
4. 監査等委員会設置会社のもと、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
5. 当社は、高木 敏行氏及び大木 奈央子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出しています。
6. 当事業年度末の末日以降において、執行役員の担当に以下の異動がありました。
- | | | |
|------|--------|--------------------------------|
| 執行役員 | 小林 正明氏 | 経営戦略部門長 兼 西武電機株式会社代表取締役社長 |
| 執行役員 | 中村 洋三氏 | 制御機器事業部長 兼 尼利可自动控制机器(上海)有限公司董事 |
| 執行役員 | 藤原 利之氏 | 制御機器事業部技術部門統括 兼 仁力克股份有限公司董事 |
| 執行役員 | 中山 直洋氏 | 検査機事業部長 |

[社外役員の独立性についての当社の考え方]

当社は、会社法上の要件に加え独自の「独立社外取締役の独立性判断基準」（注）を策定し、この資格要件を基準に社外役員を選定しているため、社外役員の独立性は十分保たれていると判断し、社外役員全員を独立役員として東京証券取引所に届け出しています。

(注) 「独立社外取締役の独立性判断基準」

当社は、独立社外取締役を選任するにあたり、その独立性を判断する基準として、法令上求められる要件を満たし、かつ次の各事項に該当しない者を条件と定めています。

- ① 現在も含め就任前過去10年間に於いて、当社グループの取締役、監査役、執行役、その他使用人、またはその家族（配偶者、2親等内の親族）であった者
- ② 現在も含め過去5年間に於いて、当社グループの主要取引先企業（連結売上高の2%以上を占める企業等。但し、④のプロフェッショナルサービスは除く。）の取締役、監査役、執行役、その他使用人であった者
- ③ 現在も含め過去5年間に於いて、当社の10%以上の議決権を保有する株主（法人の場合は取締役、監査役、執行役、その他使用人）であった者
- ④ 現在も含め過去5年間に於いて、いずれかの事業年度に当社グループからコンサルティング、弁護士、会計士、税理士等プロフェッショナルサービスの報酬として、1千万円以上の金銭・その他財産上の利益を得ている個人並びに法人、団体等の取締役、理事、監査役、執行役、重要な使用人等であった者
- ⑤ 当社の独立社外取締役としての在任期間が通算で8年を超えた者

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役（監査等委員）高木 敏行氏及び大木 奈央子氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。

当該契約の内容は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）が任務を怠ったことにより、当社にて損害を与えた場合において、その職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める額を限度として損害賠償責任を負うというものです。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社および子会社の取締役、監査役、執行役員、管理職従業員、社外派遣役員及び退任取締役、退任監査役であり、被保険者は保険料を負担していません。当該保険契約により、被保険者の職務の執行に関し保険期間中に提訴された損害賠償請求等に起因して被保険者が被る損害を当該保険契約によって填補することとしています。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為のあることを認識して行った行為に起因して生じた損害賠償については、補填の対象としないこととしています。

④ 取締役の報酬等の額

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月22日および4月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等についてかかる決定方針を決議しています。なお、2023年6月23日開催の第97回定時株主総会において、非金銭報酬等に関する方針に関し、株式報酬型新株予約権から譲渡制限付株式へ変更することにつき決議しています。

a. 基本報酬に関する方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）への基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）は、2016年6月28日の株主総会決議のとおり、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は年額100百万円、監査等委員である取締役は年額30百万円を支給総限度額とする。当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

b. 業績連動報酬に関する方針

取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して、以下計算式に基づき算定される額を、監査等委員会へ諮問の上、取締役会で決定する。なお、年額50百万円を支給総限度額とする。

（計算式）

業績連動報酬支給総額＝事業年度の連結経常利益×3%

（職位別ポイント）

個々の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対し職位別に以下のポイントを付与し、上記業績連動報酬支給総額を職位別ポイントに応じて対象となる取締役に配分する。

代表取締役社長 4

執行役員兼任取締役 1

業績連動報酬に係る指標として連結経常利益を選択した主な理由は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の持続的な成長に向けた動機付けに資することが重要であることから、業績をどの段階の収益で図るべきかという観点で検討した結果、本業の収益を示す営業利益のみではなく企業収益として取締役（監査等委員を除く。）が積極的に関与すべき余地が大きい営業外損益も加えた、連結経常利益が妥当と認識したことによる。また、親会社株主に帰属する当期純利益については、経営努力とは別の観点で増減が左右される要素が大きいことから採用すべきではないとの考えから、現時点では連結経常利益が業績連動報酬を決定する上で最も妥当な指標であると考えている。

c.非金銭報酬等に関する方針

取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して、譲渡制限付株式報酬として、あらかじめ株主総会で決められた範囲内で職位ごとの株数を監査等委員会へ諮問の上、取締役会で決定し毎年付与する。なお、譲渡制限付株式報酬の内容は、予め株主総会で定められた内容とし、株式報酬としての譲渡制限付株式は年額30百万円、20,000株を上限とする。

d.報酬等の割合に関する方針

当社の報酬は、上記の基本報酬、業績連動報酬、株式報酬で構成されておりこれらの支給割合についての定量的な目安は設けていないが、健全な起業家精神の発揮を促すとともに内外の優秀な人材を確保するという目的のもとこれらの割合が適正になるよう取締役会で議論して決定している。

当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の額、その算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は、取締役会であり、その権限の内容及び裁量の範囲は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）については、株主総会で決議された報酬総額の範囲内で、代表取締役社長が担当職務における貢献度、各期の業績等を総合的に勘案して当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬について監査等委員会へ諮問し、「妥当である」旨の意見を得て取締役会へ議案を上程している。当該取締役会で取締役（監査等委員である取締役を除く。）報酬総額を決定の上、上記方針に基づき各個人へ配分している。監査等委員である取締役については、株主総会で決議された報酬総額の範囲内で、それぞれの職務形態・内容を勘案して監査等委員会の協議により決定している。

役員の報酬額の決定過程における取締役会の活動内容としては、監査等委員会の諮問を経て、取締役会で決議し決定している。

□. 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	104 (-)	45 (-)	49 (-)	8 (-)	3 (-)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	11 (4)	11 (4)	- (-)	- (-)	3 (4)
合 計 （うち社外役員）	115 (4)	57 (4)	49 (-)	8 (-)	6 (4)

(注) 1. 上記取締役の支払額には、執行役員兼務取締役の執行役員分は含まれていません。

2. 上記取締役の支払額には、当事業年度中に役員賞与として費用計上し、引当金に繰り入れた額も含めています。

3. 業績連動報酬等にかかる指標は事業年度の連結経常利益をもとに算定しています。業績連動報酬の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容及び当該業績指標を選定した理由並びにその算定方法は、前記「④取締役の報酬等の額 b.業績連動報酬に関する方針」に記載の通りです。また、業績指標である連結経常利益の実績は、前記「1.企業集団の現況に関する事項」に記載の通りです。

4. 非金銭報酬の内容は、株式報酬型ストックオプションおよび譲渡制限付株式報酬です。

5. 取締役の報酬限度額は、2016年6月28日開催の第90回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）については、支給限度額を年額100百万円以内（ただし、使用人分給与とは含まない。）とした定額報酬、支給限度額を最大50百万円として事業年度における連結業績の一定割合を支給する業績連動報酬、ストックオプションとして割り当てる新株予約権の報酬枠を年額30百万円以内とした株式報酬を、取締役（監査等委員）については、支給限度額を年額30百万円以内とした定額報酬を、それぞれ決議いただいています。また、2021年6月24日開催の第95回定時株主総会において、会社法改正に対応するため、ストックオプションの具体的な内容を上記内容と同額で決議しています。なお、2023年6月23日開催の第97回定時株主総会において、株式報酬に関し、株式報酬型新株予約権から譲渡制限付株式へ変更することにつき決議しています。

第90回定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名（うち、社外取締役は1名）、監査役の員数は3名（うち、社外監査役は2名）です。なお、当社は当該定時株主総会の決議をもって監査等委員会設置会社へと移行しています。また、第95回定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は3名、監査等委員取締役の員数は3名で、第97回定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は3名、監査等委員取締役の員数は3名です。

6. 上記取締役の支払額には、株式報酬型ストックオプションとして取締役に対する報酬の一部として発行した新株予約権の公正価値を算定し、費用計上すべき額を含めています。

7. 当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の額、その算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は、取締役会であり、その権限の内容及び裁量の範囲は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）については、株主総会で決議された報酬総額の範囲内で、代表取締役社長 中杉真一が担当職務における貢献度、各期の業績等を総合的に勘案して当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬について監査等委員会へ諮問し、「妥当である」旨の意見を得て取締役会へ議案を上げています。当該取締役会が取締役（監査等委員である取締役を除く。）報酬総額を決定の上、上記方針に基づき各個人へ配分しています。

監査等委員である取締役については、株主総会で決議された報酬総額の範囲内で、それぞれの職務形態・内容を勘案して監査等委員の協議により決定しています。

役員の報酬額の決定過程においては、監査等委員会の諮問を経て取締役会で決議し決定しており、当該手続きを経て個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しています。

⑤ 社外役員に関する事項

1) 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該法人等との関係

取締役（監査等委員）高木 敏行氏は、独立行政法人日本学術振興会ストラスブール研究連絡センターセンター長です。独立行政法人日本学術振興会と当社の間には特別な関係はありません。

取締役（監査等委員）大木 奈央子氏は、新横浜法律事務所のパートナー弁護士です。新横浜法律事務所と当社の間には特別な関係はありません。

2) 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該法人等との関係

該当事項はありません。

3) 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況、発言状況及び 社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
取締役（監査等委員）	高 木 敏 行	当事業年度開催の取締役会19回中19回出席、監査等委員会12回中12回出席し、業界を熟知した技術的知見をもって、意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っています。
取締役（監査等委員）	大 木 奈 央 子	当事業年度開催の取締役会19回中19回出席、監査等委員会12回中12回出席し、弁護士としての専門的な見識及び豊富な経験をもって、意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っています。

5 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称 アーク有限責任監査法人

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	28百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりません。そのため当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額には、これらの合計額を記載しています。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。

⑤ 当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の当社の子会社の計算書類監査の状況

該当事項はありません。

⑥ 当該事業年度に辞任した会計監査人に関する事項

該当事項はありません。

6 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりです。

- 1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - a. 当社及び子会社の役職員の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任及び企業倫理を果たすため、企業集団のコンプライアンス・ポリシーとして「行動規範」及び「行動指針」を定め、法令と企業倫理の遵守を当社の企業活動の原点とする。
 - b. 当社及び子会社の代表者により構成されるコンプライアンス委員会を置き、コンプライアンスに関する諮問を受けるとともに企業集団のコンプライアンス・プログラムを策定・強化する。
 - c. 反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係は持たせない。不当要求等の介入に対しては、警察等の外部専門機関との緊密な連携の下、担当部署を中心に組織的に対応し、利益供与は絶対に行わない。
- 2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制

代表取締役は、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理について全社的な統括責任者を取締役の中から任命し、その者が作成する文書管理規程により、これらの記録を常時閲覧できるものとする。
- 3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

事業部及び部門は、それぞれのリスクの管理を行う。事業部及び部門の長は、定期的に事業報告の一環としてリスク管理の状況を取締役会に報告する。また、当社及び子会社の横断的なリスク状況の監査並びに新たに生じたリスクへの対応方針はコンプライアンス委員会が定め、リスクへの対応は当社及び子会社の管理部門がそれぞれにおいて行うものとする。
- 4) 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制
 - a. 監査等委員会設置会社の体制により取締役会の役割を意思決定と監督に機能を絞るとともに執行役員制度に基づき業務執行権限を託すことで、経営の意思決定と執行の分離を図り、意思決定の迅速化と効率化を目指す。
 - b. 中期事業計画を定め、会社として達成すべき目標を明確化するとともに、取締役に対しては業績に連動した報酬を一部導入する。

- c. 当社及び子会社それぞれにおいて、社内規程で明確化された職務分掌及び権限に基づき業務運営を行う。
- 5) 会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正性を確保するための体制
- a. 当社及び子会社のそれぞれが自律的に業務の適正を確保するための体制を整備することを基本としつつ、その上で当社が適切な子会社管理及び支援等を行うことにより、当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正化を図る。
 - b. 当社は関係会社管理規程に基づく各種報告の受領及び定性情報のモニタリング等を実施するとともに、内部監査規程に基づく企業集団全体としての内部統制監査を実施する。
 - c. 金融商品取引法に基づく財務報告及び資産保全の適正性確保のため、連結財務諸表等の財務報告について、信頼性を確保するためのシステム及び継続的にモニタリングするために必要な体制並びに資産の取得・保管・処分が適正になされるために必要な体制を整備する。
- 6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
監査等委員会を補助すべき使用人として、内部監査室のスタッフがこれにあたる。
- 7) 前号の使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項
内部監査室における監査等委員会を補助する業務を担当する使用人の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査等委員会の事前の同意を得るものとする。
- 8) 取締役及び使用人が監査等委員に報告するための体制その他、監査等委員会への報告に関する体制
- a. 監査等委員は、取締役会、部長会あるいはコンプライアンス委員会等の重要な会議に出席し、報告を聞き、意見を述べることのできる権利を有するものとする。
 - b. 取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生したとき、役職員による違法または不正な行為を発見したとき、その他監査等委員会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは監査等委員会に報告する。
 - c. 内部通報制度に基づく通報・相談窓口に関し、社内窓口と社外窓口を設置し、内部通報制度運用規程にその旨を明記した上で社内周知する。
 - d. 内部通報制度に基づく通報者が不利益となる取扱いを禁止するとともに、通報者がそのような取扱いを被らないよう適切な措置を執る。
 - e. 監査等委員会が適正な監査の実施のために社外の専門家へ調査・鑑定・助言を委託するに際し、当該委託業務に係る費用が監査等委員会の職務の執行に必要ではないと認められる場合を除き、当社はこれを拒むことはできない。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役会を年間19回開催し、重要事項について審議・決定しました。
- ② 役職員を含む全社員を対象としたコンプライアンス教育を定期的、反復的に実施しました。
- ③ コンプライアンス委員会を年間4回開催しました。

2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会の議事録、資料及び取締役の職務執行に係る決裁書類等は、管理部門が適切に保存、管理し、取締役、監査等委員、その他会計監査人等が必要に応じて閲覧しました。

3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 年間19回開催された取締役会において、リスク状況も含めた事業報告が行われました。
- ② 事業継続計画（BCP）に基づく安否情報システムによる災害時の社員及び家族の無事を確かめる訓練を年2回実施しました。

4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 執行役員会は、代表取締役も出席し、毎月開催され、業務執行の定期的な報告と経営計画の進捗状況の確認等を行っています。
- ② 代表取締役、取締役及び執行役員は、社内諸規程に則り、分担して職務を執行しました。

5) 会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、関係会社管理規程に基づき、子会社からの報告を受け、重要な事項については事前承認を行っています。
- ② 海外子会社を含め各子会社に対して、内部監査室が監査し、結果を代表取締役に報告しています。

6) 監査等委員会の職務を補助する体制、報告に関する事項

- ① 社外監査等委員を含め監査等委員は全ての取締役会に出席する他、執行役員会等の重要な会議にも適宜出席しています。
- ② 監査等委員は会計監査人から法令に基づく事業年度の監査結果についての定期的な報告を受ける他、会計監査人から適宜監査状況を聴取しています。

- ③ 監査等委員は子会社の代表者と適宜会合を持ち、情報を得て、子会社への調査も行っています。
- ④ 内部監査室は、監査報告を代表取締役役と同様に監査等委員に対しても行っています。
- ⑤ 監査等委員の職務に関して、予算が不足する事態は生じませんでした。

（３） 剰余金の配当等に関する基本方針

当社は、市場のニーズに応えうる研究・開発体制の強化、グローバル展開を進めるための投資、機動的な自己株式の取得など、持続的な成長と株主価値向上へ内部留保を活かすと共に、株主の皆様へ適切な利益還元を図るべく、連結配当性向45%以上かつ連結自己資本配当率（DOE）2.5%以上を利益還元目標としています。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：千円)

科目	第99期 2025年3月31日現在
資産の部	
流動資産	(13,267,998)
現金及び預金	4,815,230
受取手形	191,064
電子記録債権	534,433
売掛金	2,873,759
契約資産	812,310
商品及び製品	1,393,825
仕掛品	1,239,139
原材料及び貯蔵品	1,282,535
その他	128,410
貸倒引当金	△2,710
固定資産	(6,084,918)
有形固定資産	(3,970,121)
建物及び構築物	1,616,047
機械装置及び運搬具	191,357
工具、器具及び備品	145,260
土地	2,017,454
無形固定資産	(100,274)
のれん	23,822
リース資産	9,106
その他	67,346
投資その他の資産	(2,014,522)
投資有価証券	1,560,952
長期貸付金	21,012
退職給付に係る資産	191,909
繰延税金資産	125,827
破産更生債権等	18,704
その他	161,666
貸倒引当金	△65,551
資産合計	19,352,917

科目	第99期 2025年3月31日現在
負債の部	
流動負債	(1,953,354)
支払手形及び買掛金	506,487
1年内返済予定の長期借入金	16,574
リース債務	4,424
未払費用	566,261
未払法人税等	356,794
未払消費税等	154,923
契約負債	137,094
役員賞与引当金	49,980
工事損失引当金	30,476
その他	130,338
固定負債	(726,309)
長期借入金	116,659
リース債務	5,040
長期未払金	761
繰延税金負債	298,740
役員退職慰労引当金	162,010
退職給付に係る負債	66,550
資産除去債務	76,546
負債合計	2,679,663
純資産の部	
株主資本	(15,523,445)
資本金	3,094,819
資本剰余金	4,144,491
利益剰余金	8,521,013
自己株式	△236,878
その他の包括利益累計額	(1,057,262)
その他有価証券評価差額金	693,635
為替換算調整勘定	311,361
退職給付に係る調整累計額	52,265
新株予約権	(72,044)
非支配株主持分	(20,500)
純資産合計	16,673,253
負債純資産合計	19,352,917

連結損益計算書

(単位：千円)

科目	第99期 2024年 4 月 1 日から 2025年 3 月31日まで
売上高	10,756,978
売上原価	6,257,638
売上総利益	4,499,339
販売費及び一般管理費	2,591,919
営業利益	1,907,420
営業外収益	149,537
受取利息	10,366
受取配当金	82,983
投資有価証券売却益	23,954
その他	32,233
営業外費用	28,801
支払利息	2,567
為替差損	11,392
投資有価証券売却損	13,795
その他	1,045
経常利益	2,028,156
特別利益	55,232
負ののれん発生益	55,232
特別損失	8,652
減損損失	8,652
税金等調整前当期純利益	2,074,736
法人税、住民税及び事業税	559,249
法人税等調整額	△52,216
当期純利益	1,567,703
非支配株主に帰属する当期純利益	5,140
親会社株主に帰属する当期純利益	1,562,563

連結株主資本等変動計算書

第99期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2024年4月1日 期首残高	3,084,630	4,134,400	7,446,175	△252,037	14,413,169
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	10,188	10,188			20,377
剰余金の配当			△487,724		△487,724
親会社株主に帰属する当期純利益			1,562,563		1,562,563
自己株式の処分		△98		15,158	15,060
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					—
連結会計年度中の変動額合計	10,188	10,090	1,074,838	15,158	1,110,276
2025年3月31日 期末残高	3,094,819	4,144,491	8,521,013	△236,878	15,523,445

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
2024年4月1日 期首残高	969,798	256,035	83,276	1,309,110	87,083	15,947	15,825,311
連結会計年度中の変動額							
新株の発行							20,377
剰余金の配当							△487,724
親会社株主に帰属する当期純利益							1,562,563
自己株式の処分							15,060
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△276,162	55,325	△31,011	△251,848	△15,039	4,552	△262,334
連結会計年度中の変動額合計	△276,162	55,325	△31,011	△251,848	△15,039	4,552	847,941
2025年3月31日 期末残高	693,635	311,361	52,265	1,057,262	72,044	20,500	16,673,253

計算書類

貸借対照表

(単位：千円)

科目	第99期 2025年3月31日現在
資産の部	
流動資産	(9,531,185)
現金及び預金	2,933,805
受取手形	104,413
電子記録債権	518,102
売掛金	2,204,672
契約資産	826,569
製品	1,348,128
仕掛品	684,566
原材料	415,060
前払費用	42,946
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	295,000
その他	158,658
貸倒引当金	△737
固定資産	(5,399,659)
有形固定資産	(1,926,884)
建物	865,359
構築物	20,334
機械及び装置	41,807
車両運搬具	254
工具、器具及び備品	59,794
土地	939,334
無形固定資産	(54,905)
特許権	143
ソフトウェア	43,502
リース資産	4,857
電話加入権	6,401
投資その他の資産	(3,417,870)
投資有価証券	1,555,952
関係会社株式	1,534,923
関係会社出資金	150,231
従業員に対する長期貸付金	20,111
破産更生債権等	18,704
前払年金費用	115,589
その他	87,908
貸倒引当金	△65,551
資産合計	14,930,845

科目	第99期 2025年3月31日現在
負債の部	
流動負債	(1,124,654)
買掛金	244,802
リース債務	1,308
未払金	50,886
未払費用	398,131
未払法人税等	123,446
未払消費税等	105,843
契約負債	82,287
預り金	36,908
役員賞与引当金	49,980
工事損失引当金	30,476
その他	582
固定負債	(228,869)
リース債務	3,593
繰延税金負債	177,963
資産除去債務	47,311
負債合計	1,353,523
純資産の部	
株主資本	(12,811,642)
資本金	3,094,819
資本剰余金	4,148,626
資本準備金	4,147,113
その他資本剰余金	1,513
利益剰余金	5,805,075
利益準備金	613,089
その他利益剰余金	5,191,986
別途積立金	2,700,000
繰越利益剰余金	2,491,986
自己株式	△236,878
評価・換算差額等	(693,635)
その他有価証券評価差額金	693,635
新株予約権	(72,044)
純資産合計	13,577,322
負債純資産合計	14,930,845

損益計算書

(単位：千円)

科目	第99期 2024年 4 月 1 日から 2025年 3 月31日まで
売上高	7,349,351
売上原価	4,634,026
売上総利益	2,715,324
販売費及び一般管理費	1,944,244
営業利益	771,080
営業外収益	328,873
受取利息	3,671
有価証券利息	2,309
受取配当金	277,792
投資有価証券売却益	23,954
その他	21,146
営業外費用	17,401
支払利息	830
為替差損	2,134
投資有価証券売却損	13,795
その他	640
経常利益	1,082,552
特別利益	136,456
抱合せ株式消滅差益	136,456
特別損失	8,652
減損損失	8,652
税引前当期純利益	1,210,355
法人税、住民税及び事業税	177,170
法人税等調整額	△13,708
当期純利益	1,046,894

株主資本等変動計算書

第99期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本										
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本 合計	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金					利益剰余金 合計
						別積立金	繰越利益金	利益金			
2024年4月1日期首残高	3,084,630	4,136,924	1,611	4,138,535	613,089	2,700,000	1,932,817	5,245,906	△252,037	12,217,035	
事業年度中の変動額											
新株の発行	10,188	10,188		10,188						20,377	
剰余金の配当							△487,724	△487,724		△487,724	
当期純利益							1,046,894	1,046,894		1,046,894	
自己株式の処分			△98	△98					15,158	15,060	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)										－	
事業年度中の変動額合計	10,188	10,188	△98	10,090	－	－	559,169	559,169	15,158	594,607	
2025年3月31日期末残高	3,094,819	4,147,113	1,513	4,148,626	613,089	2,700,000	2,491,986	5,805,075	△236,878	12,811,642	

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
2024年4月1日期首残高	969,798	969,798	87,083	13,273,916
事業年度中の変動額				
新株の発行				20,377
剰余金の配当				△487,724
当期純利益				1,046,894
自己株式の処分				15,060
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△276,162	△276,162	△15,039	△291,201
事業年度中の変動額合計	△276,162	△276,162	△15,039	303,405
2025年3月31日期末残高	693,635	693,635	72,044	13,577,322

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月27日

株式会社ニレコ

取締役会御中

アーフ有限責任監査法人

東京オフィス

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

徳永 剛

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

瓜生 憲史

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ニレコの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ニレコ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月27日

株式会社ニレコ
取締役会御中

アーフ有限責任監査法人	
東京オフィス	
指定有限責任社員	公認会計士
業務執行社員	徳永 剛
指定有限責任社員	公認会計士
業務執行社員	瓜生 憲史

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ニレコの2024年4月1日から2025年3月31日までの第99期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第99期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務分担等に従い、会社の内部監査室等と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月29日

株式会社ニレコ 監査等委員会

監査等委員 篠原富士郎 ㊞

監査等委員 高木敏行 ㊞

監査等委員 大木奈央子 ㊞

(注) 監査等委員 高木敏行、大木奈央子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以 上

第99回定時株主総会会場ご案内図

会 場

株式会社ニレコ 八王子事業所（本店） A棟3階 大会議室
東京都八王子市石川町2951番地4 電話（042）642－3111（代表）
正門にお越しください。係の者がご案内します。

交 通

J R 八高線北八王子駅下車（徒歩約1分）
＜ご参考＞ J R 八高線は以下の列車が便利です。
・八王子発（高麗川方面） ・拝島発（八王子方面）
・ 9：16 ・ 9：15
・ 9：40 ・ 9：33
本数が少ないのでご注意ください。



※駐車場の用意はございませんので、お車でのご来訪はご遠慮ください。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。